

令和7年8月1日 制定 (国空無機第130299号)

国土交通省航空局安全部無人航空機安全課長

件名：特定の条件下における無操縦者航空機の離陸又は着陸の承認基準

## 第1章 総則

### 1-1. 目的

本承認基準は、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第83条に定める衝突予防等のうち、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第189条第1項第2号に基づく「操縦者が乗り組まないで飛行することができる装置を有する航空機が離陸しようとする場合であつて、当該航空機の離陸の安全が確保され、かつ、他の航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき」及び同項第3号に基づく「操縦者が乗り組まないで飛行することができる装置を有する航空機が着陸しようとする場合であつて、当該航空機の着陸の安全が確保され、かつ、他の航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき」の手続及び基準を定めることを目的とする。

## 第2章 承認の基準

2-1. 承認を受けようとする無操縦者航空機について、使用しようとする空港等に定められた離陸又は着陸することができる最低の気象条件（以下「最低気象条件」という。）未満の気象条件下でも安全に離陸又は着陸することができる能力を有していること。

2-2. 最低気象条件未満での離陸又は着陸により、空港等及びその周辺の他の航空機の航行及びその他の物件の安全に影響を及ぼすおそれがないこと。

## 第3章 申請書類等

### 3-1. 申請書類

a. 空港等の最低気象条件未満の気象条件下での離陸又は着陸の承認申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を無人航空機安全課長に提出すること。

- (1) 申請者の氏名（又は名称）及び住所（又は所在地）
  - (2) 無操縦者航空機の種類、型式、製造者、製造番号、国籍記号及び登録記号（国籍記号及び登録記号のない無操縦者航空機にあっては、三面図又は寸法を入れた三面写真等の無操縦者航空機を特定するために必要な事項）
  - (3) 操縦者の氏名、技能証明の資格、番号及び付されている限定事項
  - (4) 操縦者の訓練実施要領
  - (5) 使用空港等
  - (6) 運航開始予定日
  - (7) 申請者が安全な飛行のため必要と考える運用上の制限及び操作に係る事項
  - (8) その他参考となる事項
- b. a. の申請時には、本基準に適合することを示す以下の書類を添付すること。
- (1) 無操縦者航空機が離陸又は着陸しようとする空港等の最低気象条件未満の気象条件下でも安全に離陸又は着陸することができる能力を有していることを記載した書類
  - (2) 最低気象条件未満での離陸又は着陸により、空港等及びその周辺の他の航空機の航行及びその他の物件の安全に影響を及ぼすおそれがないことを記載した書類
  - (3) 使用空港等の管理者との調整結果を記載した書類
  - (4) 申請者が既に運航している無操縦者航空機に係る過去2年間の運航実績として、訓練内容、運用手順又は整備方法の変更や航空機／航法システムの改修が必要となった航法エラーの発生状況について記載すること。（申請者が2年間の運航実績を有することを求めるものではない。）
  - (5) その他参考となる書類

#### 第4章 承認の有効期間

4-1. 承認の有効期間は最大1年とする。

#### 第5章 雜則

5-1. 承認書の交付

承認は承認書の交付をもって行う。

## 5－2. 承認条件

承認を行うにあたっては、条件を付すことができるものとする。承認の条件の例としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人若しくは物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、承認を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- (2) 飛行実績の報告を求めることがある。
- (3) 搭乗者がいない場合に限る。

## 5－3. 申請内容の変更

承認を受けた内容に変更が生じた場合には、改めて申請するものとする。ただし、3－1a(3)項のみを変更しようとするときは、当該変更の内容に応じた必要書類を無人航空機安全課長に届出をするものとする。

## 5－4. 是正処置及び承認の取消し

承認を受けた者は、著しい安全性の低下が認められた場合は、事例発生後3日以内に無人航空機安全課長に報告するとともに、必要な是正処置を講じなければならない。是正処置を講じなかった場合には、無人航空機安全課長は、その承認を取り消すものとする。

## 5－5. その他

本基準の適用に当たり、他の方法により同等の安全性が確保されると判断させる場合には、無人航空機安全課長の承認を得て他の方法によることができる。

### 附則（令和7年8月1日）

1. この基準は、令和7年8月1日から適用する。